

# 児童相談所関連経費に係る区側提案に対する都側論点メモ

No.	項目		確認事項等
1	総論	提案額	・設置市事務のうち、「児童自立支援援助事業に関する事務」及び「小規模住居型養育事業に関する事務」については「措置費(国基準分)」に、「認可外保育施設に関する事務」、「障害児通所支援事業に関する事務」、「一時預かり事業に関する事務」及び「病児保育事業に関する事務」は「児童福祉施設に関する事務(助産施設除く)」に、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務」は「里親に関する事務」にそれぞれ含むとされているが、具体的にどこにどういった経費が、いくら含まれているのか伺う。
2		標準区モデル	・区側提案は、標準区の措置児童数等を設定するにあたり、標準区18歳未満人口47,000人÷東京都18歳未満人口(H27国調)の比率を都実績に乗ずることで標準区の数値を求めている。 ・この方法は、特別区における標準区の人口と都全体の人口を混同した取扱いをしており不適切であるため、都全体の人口に占める区部の人口の割合から、区部の件数を割り出し、そこに標準区の倍率をかけることで標準区の件数を設定すべきと考えるため、関連するものは全て見直す必要がある。 (例:措置児童数) 【誤】区の方式 $47,000/1,828,864 \times 4,246 = 109.118$ 人 【正】都の考え方 $1,198,178$ (区18歳未満人口) / $1,828,864$ (都18歳未満人口) $\times 4,246$ (都措置児童数) / $26.204$ (18歳未満人口フレーム倍率(R元当初)) = $106.158$ 人 ・措置児童数以外(相談受理件数、治療指導人数)も、同様の考え方で修正が必要
3		標準区モデル	・区側提案の「具体的な補正方法」についての説明の中で、「当該区の外国人人口を含んだ18歳未満人口や人口等に応じて、需要額分を算定」との発言があったが、外国人人口を含む国勢調査の18歳未満人口を使用している一方、標準区のモデル人口については、日本人のみの18歳未満人口を採用しており、整合がとれていない。 ・そのため、全て外国人を含む数字で統一すべき。 ・もし、外国人人口を含む数字を用いないのであれば、国勢調査の数値を用いる理由を伺う。
4		標準区モデル	・使用している都の措置児童数について、H30年2月1日時点を用いているが、通常、年度末にかけて措置者数は増加するため、この時点の数値を用いることは適切ではないと考える。
5		標準区モデル	・一時保護所の標準区の入所定員から、施設規模を算出しているが、区側提案の一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析に誤りがあるため、そちらを修正した結果、施設規模も修正が必要である。
6	全般		・国の児童虐待・DV国庫補助要綱の数値について、昨年度の数値となっているが、今年度の数値はまだ国から示されていないのか。国から通知があれば、反映させるべきと考える。
7	児童相談所運営費(民生費)	医師(小児科医・精神科医)	・医師(小児科医・精神科医)の単価(579,200円)の根拠は何か ・都の平成29年度当初予算では、診断判定指導非常勤職員として、「小児科医」と「精神科医」、また「児童相談センター医員」の設定がある。 ・都では、各児童相談所に、非常勤医師として、児童の診察判定及び保健衛生業務を行う小児科医と、児童の精神科の診断判定業務を行う精神科医が配置されている。これに加え、中央児童相談所である児童相談センターでは、治療指導事業を行う課に、児童等に対する医学的及び心理学的判定並びに一時保護児童の健康の維持及び増進を図る非常勤医師が配置されている。 ・これらを踏まえて、区児相の医師の単価として、現在の単価設定が正しいか精査が必要と考える。
8		職員配置全般	・22区に調査の上、18区からの回答に基づき数値を作っているが、先行3区は政令指定済みである一方で、その他の区実態による配置は、どれだけ根拠が明確なものなのか、判断がつかないものと考えられる。そのため、先行3区をベースとする考え方についても検討するなど、精査が必要と考える。
9		虐待相談対応件数による配置	・各区の実態による配置(各区配置数平均)とのことだが、各区はどういった根拠に基づいて配置を行う予定なのか。まだ区児相設置もされていない中で、各区どのように見込んでいるのか伺う。また、その結果、7名で全固定とされた理由についても、併せて具体的な考え方を伺う。

No.	項目		確認事項等
10	児童相談所の職員配置	医師・保健師	・「児童相談所運営指針」（以下「指針」とする。）では、「医師または保健師」とされているが、両方1名ずつとした理由は何か。また、小児科医と精神科医は、指針等で両方必要とされているのか。
11		弁護士又はこれに準ずる措置	・指針では、弁護士又はこれに準ずる措置とされているが、標準区で「弁護士」とする理由は何か。
12		相談員・24時間・365日体制対応協力員	・標準区で2人とした考え方は何か。 ・都児相の実態とのことであるが、都では、児童相談センターのみの配置であるため、確認が必要である。 ・こちらの指摘が正しいようであれば、都の配置実態という説明が成り立たないため、都の各児相にないにもかかわらず、区児相では必要とする理由も含めて、改めて設定の考え方を伺う。
13		その他必要とする職員（副所長）	・副所長は、指針で言うところの次長のことという理解で良いか。その場合、次長は、A級（人口150万人以上の中央児相）の場合標準とされており、なぜ標準区で1名設定したのか伺う。
14		その他必要とする職員（事務）	・各区の実態による設定となっているが、各区の実態を標準とする具体的な根拠を伺う。あわせて、区ごとの具体的な設定の考え方と、それをもとにどのように標準区の職員数を設定したのか、なぜ全固定で5名としたのか、その根拠を伺う。
15		安全確認対応職員	・都児相の実態とのことだが、都では、「安全確認対応職員」に該当する職員は設定されていない（児童の安全確認は、児童福祉司等が行うため）。 ・こちらの指摘が正しいようであれば、都の配置実態という説明が成り立たないため、都の各児相にはいないにもかかわらず、区児相では必要とする理由も含めて、改めて設定の考え方を伺う。 ・また、2名全固定とした根拠を伺う。
16		家庭復帰支援員・養育家庭専門員	・区長会の各区調査で半数にも満たないにもかかわらず、標準区でそれぞれ1名とした理由を伺う。 ・また、都児相の実態による配置ということとしているが、区の調査では半数にも満たないにもかかわらず、都実態に合わせて標準区においても必要とした理由を伺う。
17		その他	・現在標準算定されている、子ども家庭支援センターの人件費との重複はないのか。
18	建物維持管理費		・都の予算・決算には、区児相とは規模の異なる児童相談センターが含まれており、これも含めての標準区設定は、過大なものとなっていると考える。 ・特に、児童相談センターのみで実施している事業や、都の11児相のうち、1、2児相だけでしか実施していないものも含まれており、この点も適切ではないと考える。 ・工事請負費（維持補修）について、都児相の面積として使っている24,483㎡と合わないかつ過大であり、設定の考え方を伺う。 ・児相運営-児相維持管理費以外で、その他管理費-児相運営分や、立川一時保護所分、児童相談センター分も含んでおり、区児相の標準区経費の積算に含めている理由を伺う。 ・また、標準区のモデルが、児童相談所と一時保護所併設施設であるにもかかわらず、一時保護所単独設置分の経費も含めている理由を伺う。
19	管理費	旅費	・都児相1人あたり訪問回数を使用しているが、都の児童福祉司は国基準を満たしていない一方、国基準の配置で考えている区児相に、都実績をそのまま当てるのは過大な数値であり、適切な設定とはなっていないと考える。
20		職員研修費	・4年間を異動のサイクルとする根拠を伺う。 ・なお、新聞報道でも習熟には5～10年程度かかるとしているため、4年サイクルでは短すぎると考える。現在の区案では、区児相には常時1～4年目の職員しかいないこととなり、精査が必要と考える。
21		事務費	・需用費の、その他調整額とはどういった経費か。また、標準区経費に含めた理由を伺う。 ・あわせて、全比例とした具体的な根拠を伺う。

No.	項目		確認事項等
22	管理費	車両経費	・標準区で庁有車を全固定で1台とした根拠を伺う。 ・また、都心区と周辺区でも必要台数は同じなのか。あわせて、誰がどういった業務で利用するのかを伺う。
23		車両賃借料	・標準区では、庁有車の設定もされているが、タクシーも利用することを想定されているのか。また、全比例とした理由も伺う。 ・標準区で、庁有車を全固定で1台としているが、庁有車とタクシーの使い分けについてどのように考えて設定しているのか伺う。
24		システム経費	・区児相で使用するシステムの仕様は、各区共通のものなのか。標準区経費の設定を、先行3区の予算額の平均とした理由を伺う。
25	事業費	検査、治療指導等	・都の所管部署からは、区が児相設置後であっても当該事業を必要とするケースは、都の治療指導課の利用が可能となるよう調整していると聞いている。そうであれば、区立児相相談所における当該経費の必要性について、再度確認が必要と考える。
26			・キャンプ指導は、区児相でも実施予定なのか伺う。
27			・島しょに係る経費が含まれているが、標準区経費に含める理由を伺う。
28			・備品購入費は、単年度の予算をもって算定すべき経費なのか。耐用年数等を考慮した経費とすべきで、複数年度の決算分析や、必要に応じて耐用年数で割り返す必要はないのか、考え方を伺う。
29			・事務費の計「23,540,952円」は誤りで、正しくは「23,395,079円」であるため、修正が必要
30			・標準区の治療指導人数を、区部の18歳未満人口割合（27国調）とフレーム倍率を用いて修正が必要である（結果、人数は6人で変わらず）。
31			普及啓発経費
32		・標準区の相談件数を、「No.2」に合わせて修正が必要	
33		医師等への謝礼	・当該業務の業務内容と、人件費にある医師の報酬との違い、重複する部分はないという理解で良いのかを伺う。 ・標準区の措置児童数を、「No.2」に合わせて要修正
34	一時保護所運営費（民生費）	人件費	・夜勤手当の1シフト勤務人数は、「No.38」の修正に併せて修正が必要 ・また、定員について、一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析の誤りを修正する必要がある、併せて修正が必要。 ・その結果、夜勤手当の金額が変わる。 ・児童入所施設措置費等国庫負担金26,230,060円の積算根拠を伺う。
35		栄養士	・指針には、児童定員40人以下は置かないことも可とあることに加え、配置予定の区が8区にもかかわらず、各区の実態により標準区で1人とした理由を伺う。
36		心理療法担当職員	・心理療法が必要な児童10人以上に心理療法を行う場合は必置であるが、標準区で必要と判断した根拠を伺う。 ・また、都では、「心理療法担当職員」に該当する職員は設定されておらず、児童心理司、一時保護所心理職員等が当該役割を担っている状況である。そうであれば、区側提案にある、都の配置実態という説明が成り立たないため、都の各児相にないにもかかわらず、区児相では必要とする理由も含めて、改めて設定の考え方を伺う。
37		学習指導協力員	・標準区で、2名とした根拠を伺う。
38		児童指導員及び保育士	・一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析の誤りを修正する必要がある、そちらを修正した結果、職員の配置数も変わる。 ・また、シフト数で3掛けをしているが、国の基準はあくまで施設基準で、24時間の基準ではない。標準区の設定においては、国の施設基準に合わせるべきと考える。

No.	項目	確認事項等					
39	事業費	児童生活費					
40		給食費					
41			所外指導費				
42				洗濯委託			
43					寝具リース		
44						第三者評価委員	
45							一時保護委託費
46							
47	一時保護委託費						
48		一時保護委託費					
49			一時保護委託費				
50				措置費（国基準）			
51	措置費（国基準）						
52		措置費（国基準）					
53			措置費（国基準）				
54				措置費（国基準）			

- ・一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析に誤りがあるため、そちらを修正の上、反映が必要
- ・一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析に誤りがあるため、そちらを修正の上、反映が必要
- ・都の一時保護所の入所状況は、一時保護所定員213人に対し、1日平均延人数232.5人となっているため、標準区モデルは定員が常に満たされていることを前提に算定しているようだが、定員の状況はあくまで都の状況であって、都の予算・決算を用いていない当該経費は、区の定員設定の考え方に基づいて設定すべき。区の保護所定員は、常時定員が埋まっている前提ではなく、江戸川、荒川は必要数の2～3倍の設定となっていると聞いている。
- ・一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析に誤りがあるため、そちらを修正の上、反映が必要
- ・一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析に誤りがあるため、そちらを修正の上、反映が必要
- ・一時保護所の標準区の入所定員を求めるための回帰分析に誤りがあるため、そちらを修正の上、反映が必要
- ・外部評価は3年に1回ではないのか。また、毎年実施する理由を伺う。
- ・標準区の保護児童数を、「No.2」の考え方に合わせて修正する必要がある。
- ・都の一時保護所は、常に定員が満たされている状況である一方、区の一時保護所は、定員に余裕を持った設計で作られるのであれば（先行3区以外の設定は不知）、都の決算を用いることで経費が過大になっていると考えられ、適切な標準区の設定となっていないと考える。
- ・国基準だけでなく、都加算分を積算に含めた理由を伺う。
- ・一時保護委託の充実（児童養護施設、乳児院）とはどういった経費で、区児相にもかかる経費なのか伺う。
- ・全比例とした根拠を伺う。
- ・児童自立支援施設について、人件費を含めているが、その理由について、都福祉保健局との調整結果も含めて伺う。  
・また、人件費（1,141,669千円）の積算方法について伺う。
- ・児童自立支援施設の国基準分（477,939千円）の事業費算出に当たり、特定財源が除かれていない理由を伺う。
- ・標準区の割合について、現行算定されている児童福祉費の他事業は、外国人人口を含んだフレーム倍率を使用している。また、措置児童数等は、外国人人口を含めた国勢調査の数を使っているため、修正が必要
- ・全比例とした根拠を伺う。

No.	項目	確認事項等
55	児童福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の所管部署からは、都と同水準で実施することについて調整した認識はないと聞いている。</li> <li>・また、職員数について、都でも1.8人（常勤1、非常勤1）となっている。都は都域を対象とし、区は区域を対象としているため、都実績を参考にすることの妥当性に疑問があり、標準区の設定（常勤2）は過大かと考える。</li> <li>・そこで、会議体と開催回数については、人数の設定方法、全固定とした理由について伺う。</li> <li>・また、中核市の状況とも比較するなど、精査が必要と考える。</li> </ul>
56	里親に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援事業が全固定、レスパイトケア、フレンドホームが全比例の根拠を伺う。また、両事業は各区でも実施する事業なのか伺う。</li> </ul>
57	レスパイトケア・フレンドホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準区の割合について、現行算定されている児童福祉費の他事業は、外国人人口を含んだフレーム倍率を使用している。また、措置児童数等は、外国人人口を含めた国勢調査の数を使っているため、修正が必要</li> </ul>
58	養子縁組民間あっせん機関助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準区の割合について、現行算定されている児童福祉費の他事業は、外国人人口を含んだフレーム倍率を使用している。また、措置児童数等は、外国人人口を含めた国勢調査の数を使っているため、修正が必要</li> </ul>
59	指定療育機関に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準区の割合について、現行算定されている児童福祉費の他事業は、外国人人口を含んだフレーム倍率を使用している。また、措置児童数等は、外国人人口を含めた国勢調査の数を使っているため、修正が必要</li> </ul>
60	小児慢性特定疾病の支給等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準区の割合について、現行算定されている児童福祉費の他事業は、外国人人口を含んだフレーム倍率を使用している。また、措置児童数等は、外国人人口を含めた国勢調査の数を使っているため、修正が必要</li> </ul>
61	小児慢性特定疾病の支給等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査支払事務手数料について、予算・決算見込みを含めた6か年平均を用いた理由を伺う。</li> </ul>
62		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費助成、審査支払事務手数料について、全比例とした根拠を伺う。</li> </ul>
63		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会委員について、標準区6名とされているが、なぜ都と同水準が必要なのか、その理由を伺う。</li> </ul>
64	障害児入所給付費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準区の入所児童数を、区部の18歳未満人口割合（27国調）とフレーム倍率を用いた修正が必要（結果、人数は7人で変わらず）</li> </ul>
65		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全比例とした根拠を伺う。</li> </ul>
66	事業者指導検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導監査部の今年度の職員定数104人のうち、児童福祉法施行令第38条の実地検査を実施する職員の定数は31人であり、修正が必要</li> </ul>
67		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設には、区立施設は含まれていないか。指導検査の権限を有する施設からは公立は除くはずであるので、精査が必要</li> </ul>
68		<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準設定に用いている回帰分析の修正に伴い、施設数、職員数が変更</li> </ul>
69		<ul style="list-style-type: none"> <li>・種別の異なる施設について、検査に要する時間を種別ごとにどの程度と見込んでいるのか。その上で、一律に1所とみなすことが妥当とする考え方を伺う。</li> </ul>
70		<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満人口を、外国人人口を含んだものに修正が必要</li> </ul>
71	事務処理特例移譲分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満人口を、外国人人口を含んだものに修正が必要</li> </ul>

No.	項目		確認事項等
72	児童相談所設置市事務	児童福祉移設に関する事務ほか（国庫補助事業）	・18歳未満人口を、外国人人口を含んだものに修正が必要
73		児童福祉移設に関する事務ほか（助産施設）	・審査支払事務手数料（委託料）について、標準区で9件であっても、委託は必要なのか。
74	旧東京都単独事業		・18歳未満人口を、外国人人口を含んだものに修正が必要
75			・障害児入所施設分について、都の所管部署との調整結果を提案内容に反映することが必要と考える。
76	改築・大規模改修経費		・各区の計画段階の児童相談所の面積をもとに回帰分析を行っているが、子ども家庭支援センター併設予定の施設については、同施設的面積を除いている。しかし、子ども家庭支援センターについては、現行算定上、標準区で500㎡分が算定されており、今回除外する面積と整合がとれない。そのため、過大算定にならないように改める必要があると考える。
77			・定員設定に用いられる回帰分析の修正を反映させる必要がある。
78			・先行3区の設置計画書によると、世田谷区では、定員を超える部分については、一時保護委託で対応する（都児相と同様）計画である一方、江戸川区は予定の2倍、荒川区では2～3倍の定員設定となっており、施設規模が過大となっている。 ・また、標準区の設定にあたっては、先行3区以外の定員も用いた積算になっているが、各区、どういった基準で定員を設定しているのかを伺う。 ・各区の政策判断自体について否定するつもりはないが、標準的な需要として、適切な水準を明確にする必要があるため、改めて区側で適切な水準を設定すべきと考える。
79			・投資単価については、協議の状況に合わせて変更が必要と認識している。
80	態容補正式		・小数点以下の端数処理の方法が未整理。 ・測定単位にける数値が四捨五入処理されていない。 ・衛生費には固定費がないため、衛生費分の補正式はどのように考えているか伺う。
81	児童福祉施設（児童養護施設等の建設費補助		・都の上乗せ補助は児相設置区にも継続されるが、都補助が入る場合でも、区側提案の考え方に影響がないと考えて間違いはないか伺う。 ・測定単位の数値が「当該区の人口」とあり、全人口と誤解を与えるため、提案資料の記載を変える必要がある。